

大仙市における公文書館設置へ向けた取組

大仙市 総務部総務課文書法制班公文書館設置準備室

森川 悌一 もりかわ・ていいち

1. はじめに

はじめに、大仙市は秋田県の内陸南部に位置し、平成17年3月22日に大曲仙北地域8市町村の合併により誕生しました。当市は、日本屈指の伝統と格式を持つ全国花火競技大会「大曲の花火」の開催地であり、選りすぐられた花火師たちによる光と音の芸術を観ようと、毎年8月には全国から70万人を超える観客の方がおいでになります。

また、秋田を代表するお米「あきたこまち」の一大生産地であるほか、市内に6つの酒蔵を有する酒処としても知られています。

現在当市では、平成28年度の公文書館設置に向けた準備を進めていますが、本稿では、公文書館設置の決定に至った経緯と、現在計画中的の館の概要についてご紹介させていただきます。



全国花火競技大会「大曲の花火」

町の町史編纂事業です。この事業は、平成14年度から進められており、合併後、新市の教育委員会に引き継がれました。旧太田町では編纂に当たり、住民の協力のもと、地域の歴史資料（文書、写真、音声等）の悉皆調査が行われたわけですが、膨大な資料を検索しやすくするため、パソコンを利用した目録の作成や、ブックスキャナー等を利用した資料のデジタルデータ化が行われました。これは、編纂作業の効率を上げただけでなく、後に住民が利用しやすくなるという点でも有効でした。こうした、当時としては最先端の取り組みを行ったことで、県内自治体史の編纂で「太田方式」とまで呼ばれ、その結果、本編、資料集、写真集、民謡や童謡といった音声資料集CDを、5年間という短期間で完成させました。

この事業に関わった市民や職員の間で、資料の保存や活用、つまり、公文書館機能の重要性や必要性をより強く認識することになり、以後の設置構想策定に向けての原動力となりました。



太田町史

2. 公文書館設置の決定に至った経緯

2.1 太田町史編纂事業

当市の公文書館設置の決定に至った経緯を語る上で外せないのが、合併構成団体である、旧太田

2.2 「大仙市アーカイブズ構想」の策定に着手

公文書館機能導入の直接的なきっかけとなったのが、前述の太田町史編纂の執筆者で、古文書解読のボランティア活動をされている方から寄せられた、行政と市民ボランティア協働による公文書館機能構築に関する提言でした。経験上の重要性認識はもちろんのこと、後継者不足や資料喪失への危機感などが背景にあったものと思われます。この他、間接的には、合併時から実施している、地域に散在する古文書の悉皆調査事業で判明した、史料の所有者や研究者からの要望、または、市の文書事務に関し、職員から公文書館機能を視野に入れた業務改善提案などもありました。

このような動きを受け、平成19年に、公文書館機能の導入を核とする構想策定が、市長より指示されました。この構想は、「大仙市アーカイブズ構想」と名付けられ、市政の歴史を伝える公文書の保存や、地域に残された歴史資料の収集・整理を、市民と行政の協働で進めていくことを基本理念とし、公文書館機能の必要性と意義、行政文書の保存・廃棄の基準、公文書館機能への移管、民間資料の取扱いを柱としています。

ただし、この構想は公文書館設置により達せられる行政目的の中では、導入部という位置付けであり、次のステップである、設置の効果をどう地域へ還元していくのか（教育現場での活用や行政事務の効率化）というのは、まだ策定出来ていませんので、今後の課題でもあります。

2.3 公文書館の必要性和意義

構想の中で、当市は公文書館の必要性和意義について次のように考えています。

①市が保有する膨大な公文書その他の記録の中から、歴史資料として重要なものを選んで保存し、これを一般に公開して、市民から利用してもらう。保存される公文書等は、市の歩みを後世に伝えるための市民共有のかけがえのない財産である。

②現代は過去の上に成り立ち、未来は現代から生まれるという考えのもと、次の時代の人たちが歴史をふまえて将来を考えるためには、過去、そ

して現在の記録を残し、伝えなければならない。

③公文書等を保存し、広く利用してもらうことで、市民の歴史への意識を育み、将来の公共サービスを向上させ、質の高い社会やくらしの実現に貢献する。

④公文書等を保存し、伝えていくことは、市民の知る権利や後世への説明責任に応えることにつながり、それは、市民が市の営みを正しく理解し、未来のあり方について考える機会を守ることであり、住民自治の促進が期待できる。

⑤市町村合併後9年と日の浅い当市にとって、各地域の行政的な成り立ちや経緯といった過去を共有することは、合併前の互いの地域政策を理解することにつながり、市民の一体感の醸成にも役立つ。

このようなことを基本とし、当市にふさわしい公文書館機能とはどのようなものか、検討を重ねていきました。

2.4 公文書等の保管・保存の現状

一方、公文書等の保管や保存の現状はというと、構想策定以前は、当市の公文書の保存年限は、法令で定められているものを除き、1年、3年、5年、10年、永年としており、永年を除いて、保存年限が到来したものは基本的に廃棄していました。

これを構想策定後は、法令で廃棄が定められているものを除き、保存年限が到来した、3年保存以上のものを評価選別の対象とし、基準に合致するものを公文書館機能への移管対象としました。また、永年保存を30年保存とすることにより、公文書館機能への移管を可能としました。

しかしながら、公文書館機能へ移管するといっても、保存場所の問題がありました。合併以前の旧役場文書は、依然として本庁や各支所で保存されており、その量は膨大で、評価選別後に移動するとしても、新たな保存場所が十分に確保されている状況ではありませんでした。そのため、本庁・支所の現用文書の書庫を引き続き活用したり、廃校となった小学校の教室を利用したりしており、移管文書の分散管理をせざるをえない状況にあり

ました。

また、個人・団体が保管する記録資料で歴史的・文化的価値の高い資料については、文化財保護協会や地域史研究団体などの協力を得ながら、所在調査及び目録整備などを行っていましたが、市庁舎などでは十分な所蔵スペースを確保することができないため、個人・団体が保管する記録資料の積極的な収集・保存は困難な状況でした。これらについては、現在も、散逸のおそれが具体的である場合や寄贈の申し出があった場合などを除き、管理者保存を原則として、散逸などを防止し、良好な環境で保存してもらうよう、お願いをしている状況です。

2.5 保存施設の決定

永年保存や、評価選別により保存とされた文書は増える一方なのに対し、職員数は毎年減少していきます。さらに、本庁・支所あわせて8ヶ所で分散管理しているため、文書の所在が分からなくなったり、誤廃棄や紛失のリスクがあります。そのため、一箇所で集中管理する公文書館の必要性が年を追うごとに高まってきました。

しかし、その受け皿となる施設については、具体的な計画を立てることが出来ていませんでした。なぜなら、本庁・支所にある文書棚の総延長は、現用文書も含めて約6,000メートルあり、当初公文書館に移管される文書量は、行政文書だけで約8万冊、その後、毎年約500冊が移管されると想定されました。また、古文書や絵図などの歴史資料も、約6万点あり、それらを収蔵するためには、かなり大規模なスペースが必要となることが想定されました。さらに、公文書館として機能するためには、書庫だけではなく、閲覧室や選別作業室等が必要となるほか、永く資料の保存ができるよう新しい施設であることが望まれます。しかしながら、当市の財政状況では、新しく施設を建設することは困難でありました。

ところが、平成21年から24年にかけて、市内の小中学校の統廃合が行われ、11校が空き校舎となり、その利活用が課題となっていました。その中

から、地域住民のスポーツ活動や法人に貸付けるなど、既に使い道が決まっているものを除き、建築から比較的新しい建物を公文書館として改修できることになりました。検討を重ねた結果、西仙北地域の旧双葉小学校の校舎・体育館が候補に挙がりました。

旧双葉小学校は、校舎・体育館で約4,000㎡の面積を保有し、平成12年（体育館は平成13年）に建築された空き校舎の中では最も新しい建物でした。耐震基準もクリアしていることから、改修にかかるコストも比較的抑えられるものと期待され、また、周辺住民の利用計画も無かったことから、校舎及び体育館を改修し、公文書館とすることが平成25年に決定しました。これにより、当市の公文書館設置に向けた具体的な計画が動き出しました。



改修予定の旧双葉小学校（校舎・体育館）

3. これまでの活動と今後の予定

3.1 これまでの活動について

平成26年4月より、総務課内に公文書館設置準備室を設け、準備作業にあたっています。これまでの主な活動としては、平成26年8月に、有識者を委員とする懇話会を開催しました。懇話会では、館が設置されると東北地方の市町村では、初めての例となるため、歓迎する意見と共に、廃校を改修利用するという一方で、雨漏りや、カビ・害虫に対する不安の声も聞かれました。

また、同11月には、公文書館設置の機運を醸成するため、市民や関係団体を対象としたシンポジウムを開催しました。このシンポジウムでは、「今なぜ公文書館が必要か」ということを基調とし、公文書館の役割、図書館・博物館との連携の可能性、古文書解読ボランティアの活動、文書保存と学校教育との接点についてパネルディスカッション

ンを行いました。

終了後のアンケートでは、「地元で公文書館が出来ることを誇りに思う。」、「地元の歴史を全国に発信してほしい。」、「市民活動の活性化に繋がることを期待する。」といった回答が寄せられ、公文書館設置への期待と責任の大きさを実感しました。

3.2 これからの予定について

ハード面でいうと、平成26年度は、建物の基本設計を行い、書庫や閲覧室、資料整理作業室等、各部屋の機能配置について、また、燻蒸設備や書庫の温湿度管理等、保存環境の検討をします。平成27年度は、実施設計に移り、細部について詰めていく予定です。そして、平成28年度に改修工事に着手する予定です。

ソフト面では、公開に向けて、永年保存とされた行政文書の目録化を進めていきます。利用者の利便性を高めるための最も重要な作業ですが、合併した8市町村中、3市町村については完了していますので、残りについても順次目録化していく予定です。

また、古文書をはじめとした歴史資料については、目録化の他に、ブックスキャナーを利用した画像のデジタルデータ化と、ボランティアにより解読された文書をパソコンで文字に起こし、データ化しています。いずれは、Webで公開することも検討していますので、その準備を進めています。

さらに、現在の市の文書管理規程（訓令）により運用している公文書の取扱いを条例化する予定です。公文書を市民共有の財産と位置付け、保存・廃棄のルールを透明化し、後世への説明責任を果たす上でも、条例化は必要だと考えています。



シンポジウムの様子

4. おわりに

最後に、私は平成26年度の国立公文書館主催のアーカイブズ研修Ⅰに参加させていただきましたが、それがご縁で、この誌上で当市の公文書館設置の状況を全国に発信する機会を与えていただきました。深く感謝申し上げます。研修では、講師の方々から、アーカイブズに関する基礎的な知識や先進自治体の取組を学習させていただき、さらに、全国の公文書館や自治体から研修生として参加された方々からは、公文書の保存や管理、公開の現場において、それぞれが抱えている課題を直接お聞きすることができ、大変刺激になりました。

この経験を、今後の公文書館設置計画及び運営方法に活かし、限られた予算で最大限の効能を発揮できるよう、創意工夫をしていきたいと考えています。設置されれば、現段階で東北地方の市町村では、初めての公文書館となります。その名に恥じぬよう、しっかりと準備を進めていくとともに、これから多くの自治体で公文書館設置の動きが出てくることを期待して、結びといたします。